

## 省エネ適判を受けた建築物の検査（完了検査・工事完了通知）について

### ■ 完了の検査について

完了の検査では、省エネ適合性判定に要した図書どおりに施工されていることを、工事監理の実施状況の確認や現地検査により確認を行います。

#### 完了検査申請・工事完了通知時に提出をお願いする書類

- **省エネ基準工事監理報告書**  
※建設地の特定行政庁が規則・細則にて様式を定めている場合は、その様式でご提出願います。
- **軽微な変更がある場合：下記 表1 の書類**

#### 検査時に現地にてご準備いただく書類

- **工事監理者が確認した書類**（例：設備機器の納入仕様書など性能値が確認できる書類）

### ■ 省エネ計画に変更が生じた場合

建物用途の変更など計画の根本的な変更は省エネ適合性判定の**計画変更**の手続きが必要となりますが、その他の変更は**軽微な変更（表1 参照）**の手続きをお願いします。

※ 軽微な変更該当する場合は、完了検査申請書または工事完了通知書第三面【10. 確認以降の軽微な変更の概要】欄に変更の概要を記入してください。

表1 省エネ計画に関する軽微な変更のルートと手続き

変更内容		完了検査申請・工事完了通知書に併せて提出する書類
ルート A	省エネ性能が向上する変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <a href="#">建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書</a></li> </ul>
ルート B	一定範囲内の省エネ性能が低下する変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 添付図書</li> </ul>
ルート C	再計算によって基準適合が明らかな変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <a href="#">建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書</a></li> <li>● 添付図書</li> <li>● <a href="#">軽微変更該当証明書</a> (登録省エネ判定機関 (ERI) より交付を受けてください。)</li> </ul>

省エネ計画に変更が生じた場合は、早めにご相談ください。

